

宮津市公報

平成27年9月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

—— 告 示 ——

- 125 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 1
126 宮津市議会定例会の招集 1

—— 公 告 ——

- 29 市有土地・建物売払の一般競争入札 1
30 消防訓練におけるサイレンの吹鳴 4
31 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 4
32 宮津市職員採用試験実施要項 4

—— 教 育 委 員 会 ——

《告 示》

- 16 宮津市教育委員会定例会の招集 7

—— 選 挙 管 理 委 員 会 ——

《告 示》

- 27 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 7

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会総会の招集 7

告 示

宮津市告示第125号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 8月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成11年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条の3第1項」を「第25条の11第1項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第126号

平成27年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年 8月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成27年 9月 2日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

公 告

宮津市公告第29号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成27年 8月 5日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	上司	宮津市字上司小字背戸1330番 5	宅地	65.32㎡	700,000円
			建物	50.62㎡	

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 建物は未登記であり、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定は無し。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

- (1) 受付期間 平成27年8月6日(木)から平成27年8月17日(月)までの毎日午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (2) 受付場所 宮津市財務室管財契約係
 - (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書
 - イ 誓約書
 - ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること(受付期間内に宮津市財務室管財契約係要必着)。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。
- 3 売払物件の現地案内
- 平成27年8月6日(木)から平成27年8月14日(金)までの間(午前9時から午後5時まで)物件所在地において、物件の概要説明を随時行うので、希望日の前日(土曜日及び日曜日を除く。)までに申し込むこと。
- 申込先: 宮津市財務室管財契約係 電話0772-45 - 1611
- 4 入札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年8月18日(火) 午前10時開始
受付を午前9時30分から午前10時までに行うこと。
 - (2) 場 所 宮津市役所本館南棟1階第2会議室
なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。
- 5 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額(円未満切上げ)とする。
 - (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。
 - (3) 落札者は、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
 - (4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本公告6各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
 - (5) 入札保証金には、利子は付与しない。
- 6 入札に参加する者に必要な資格
- 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
 - (2) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの
 - ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて宮津市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ほか、次に掲げる者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注)「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴

力団員」という。)

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注)役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員

(6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 入札保証金を預けていない者の入札

(5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

(6) 予定価格を下回る額の入札

(7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

(9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

(10) 入札金額を訂正した入札

(11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした場合のその全部の入札

(12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

(13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

(14) 平成27年度第1回市有等土地・建物売払入札要項に違反した入札

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

9 契約の締結

(1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。

(2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。

(3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額(円未満切上げ)を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。

(4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること(売買代金の一部に充当することができる。)

(5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則及び平成27年度第1回市有等土地・建物売払入札要項に定めるところによる。

12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345- 1

宮津市財務室管財契約係 電話0772 - 45 - 1611

* * *

宮津市公告第30号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成27年 8月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字島崎地内	平成27年 8月30日 午前11時頃	5台

* * *

宮津市公告第31号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成27年 8月17日から 2週間、宮津市建設室（本館南棟 2階）において縦覧に供します。

平成27年 8月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成27年 8月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字江尻の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字江尻の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（省略）

* * *

宮津市公告第32号

宮津市職員採用試験実施要項

平成28年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成27年 8月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試 験 区 分	採用予定者数	受 験 資 格
一般事務職	若干名	(1) 平成元年 4月 2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成28年 3月末日までに卒業見込みの方 (2) 平成 7年 4月 2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成27年 3月に卒業した方又は平成28年 3月末日までに卒業見込みの方

土木技術職	若干名	昭和50年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は平成28年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	2名	昭和50年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成28年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

「保健師」について、免許を取得見込みで受験した方が、平成28年3月末日までに実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成27年10月18日(日) 午前8時30分（午前8時20分集合）	第1次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀）	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・適性検査・作文
土木技術職	一般教養試験・専門試験（土木）・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験（保健師）

試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 （出題分野） 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間（保健師は1時間30分）
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

(2) 第2次試験

身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成27年8月24日以後に診断されたものに限りません。）

個別面接

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	11月上旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬（予定）	

電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成28年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成28年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成29年3月31日までです。

6 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 最終学年までの成績証明書 大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 保健師免許証の写し（保健師受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務室職員係（本館3階）

7 受験申込みの受付期間

平成27年8月24日(月)から平成27年9月11日(金)まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、9月11日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、9月18日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

8 給与等

(平成27年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	168,192円 (175,200円)	149,568円 (155,800円)	137,376円 (143,100円)

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

() 書きは、財政健全化のための給与減額措置をしなかったとした場合の金額です。

9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合 得点	各合格発表 の日から2 週間	宮津市役所本館3階(総務室 職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を 除く、午前8時30分から午後 5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

10 受験についての問い合わせ先

宮津市総務室職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
会場位置図（略）

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第16号

平成27年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年 8月21日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成27年 8月28日(金) 午前 8 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第 1 項及び第30条の 7 第 1 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成27年 9月 3 日から 9月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の 1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年 9月 1 日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成27年 9月 8 日(火) 午前 8 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題

議第21号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る意見について